

# 事務事業の見直しに係る 基本的な考え方

(第1次改訂版)



平成26年3月

印西市行政改革推進本部

# 目次

はじめに	2 頁
<b>I 全事務事業の再点検の実施</b>	<b>3 頁</b>
1 第一段階の再点検	4 頁
2 第二段階の再点検	5 頁
3 予算計上されていない事務の再点検	7 頁
<b>II 行政関与の検証及び民間委託等の推進</b>	<b>8 頁</b>
1 行政関与の検証	8 頁
(1) 事業主体が行政であることの妥当性の検証	
(2) 行政関与の妥当性の検証	12 頁
(3) 行政関与及び民間委託等の必要性の判断	15 頁
2 民間委託等の推進	16 頁
(1) 委託・民営化の定義	
(2) 委託・民営化の効果基準	17 頁
(3) 検討手順	
(4) 委託・民営化の推進に当たり留意する事項	18 頁
(5) 委託・民営化の効果の検証と改善	20 頁
(6) 委託への移行に伴う経費の考え方	
(7) 定員管理計画との整合性	21 頁
<b>III 公共施設の効率的な運営及び施設配置</b>	<b>22 頁</b>
1 公共施設の効率的な運営	22 頁
(1) 管理運営方法の検討の必要性	
(2) 管理運営方針の基本的な考え方	
(3) 各施設の検討手順	
(4) 施設の管理運営の検討に当たり留意する事項	23 頁
(5) 指定管理者制度に関する手続き	24 頁
2 公共施設の効率的な施設配置	24 頁
(1) 合併に伴う施設配置の検討の必要性	
(2) 施設配置計画の基本的な考え方	
事務事業再点検表 (第1号様式)	25 頁
事務事業判定票 (第2号様式)	26 頁
施設調書 (第3号様式)	27 頁

## はじめに

平成22年3月に1市2村が合併し、新印西市が誕生して約3年が経過しました。合併に至る経緯においては、合併の方式などの基本的な事項、行政サービスや住民負担などに関する合併協定項目について協議が行われる中、平成21年7月に新市基本計画が策定され、合併後の新市の将来像が示されました。また、平成24年3月に策定された印西市総合計画は、この新市基本計画の内容を踏まえたものとなっています。

このような中、基本計画の施策にも位置付けられている行政改革の推進状況については、旧印西市では、平成18年度から平成22年度を実施期間とする第3次印西市行政改革大綱及び第3次印西市行政改革実施計画を策定し、行政関与の適正化、事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進を図りましたが、実施期間中に市村合併があったことから、事務事業の整理についても見直しをする必要性が生じました。

については、平成24年3月に策定した第4次印西市行政改革大綱及び第4次印西市行政改革実施計画に基づき、その改革項目の中核をなす事務事業の再編整理の実施方針として、平成19年12月に策定した「事務事業の見直しにかかる基本的な考え方」を改訂し、この改訂版により市の全事務事業の再点検を実施し、行政改革を推進していくものです。

平成19年12月策定の前指針の基本的な考え方を踏襲し、以下の方策を積極的に進めることとします。

### I 全事務事業の再点検の実施

各課所管の予算ベースの事務事業から、法定受託事務、施設管理事務、補助金交付事務などの種別ごとに抽出を行い、全事務事業の再点検を実施します。また、予算計上外の事務について、印西市行政組織規則（平成9年規則第31号）の別表2などに定める各班の事務分掌と対応させながら、再点検を実施します。

### II 行政関与の検証及び民間委託等の推進

全事務事業の再点検の結果を検証し、様々な委託・民営化の手段が増えてきている現状に照らし、本当に市が実施しなければならない事務事業を除き、委託・民営化などアウトソーシングを積極的に進め、業務の合理化及び経費削減に努めます。

### III 公共施設の効率的な運営及び施設配置

現在の施設運営について検証し、管理のアウトソーシングなどの方策を検討し、効率的な運営により経費削減を図ります。また、市域全体の施設配置バランスを勘案し、利用者数等を考慮したうえで、効率的な配置を目指します。

# I 全事務事業の再点検の実施

全事務事業の再点検として、現状の事務の分類を行い、それぞれ点検を実施します。

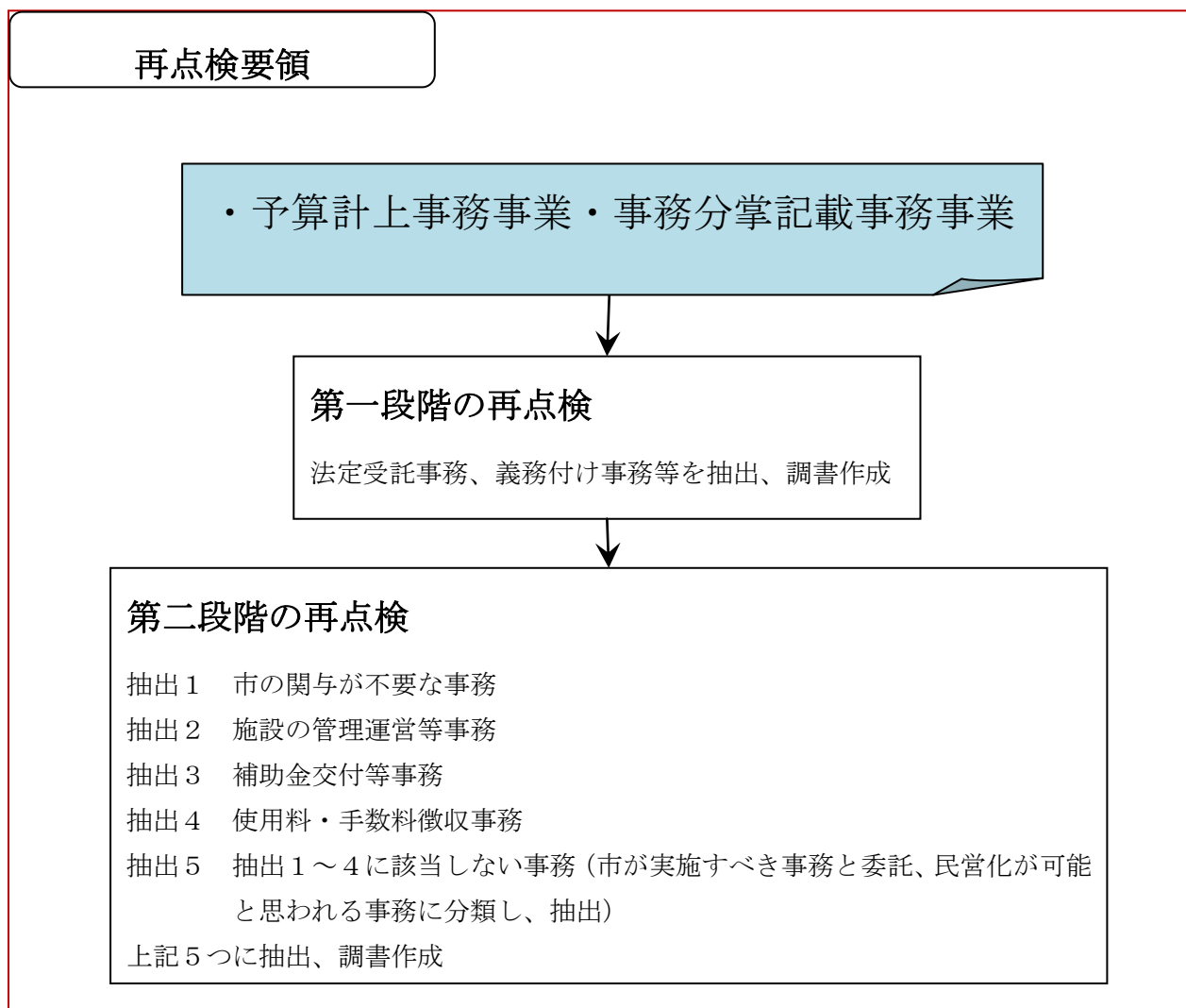
## 対象とする事業

現在、印西市行政組織規則（平成9年規則第31号）の別表2に定める各課各班の事務分掌に規定されている事務は、約500あります。その他、各出先機関の事務分掌を合わせると、約1,000の事務を印西市では実施していることとなります。

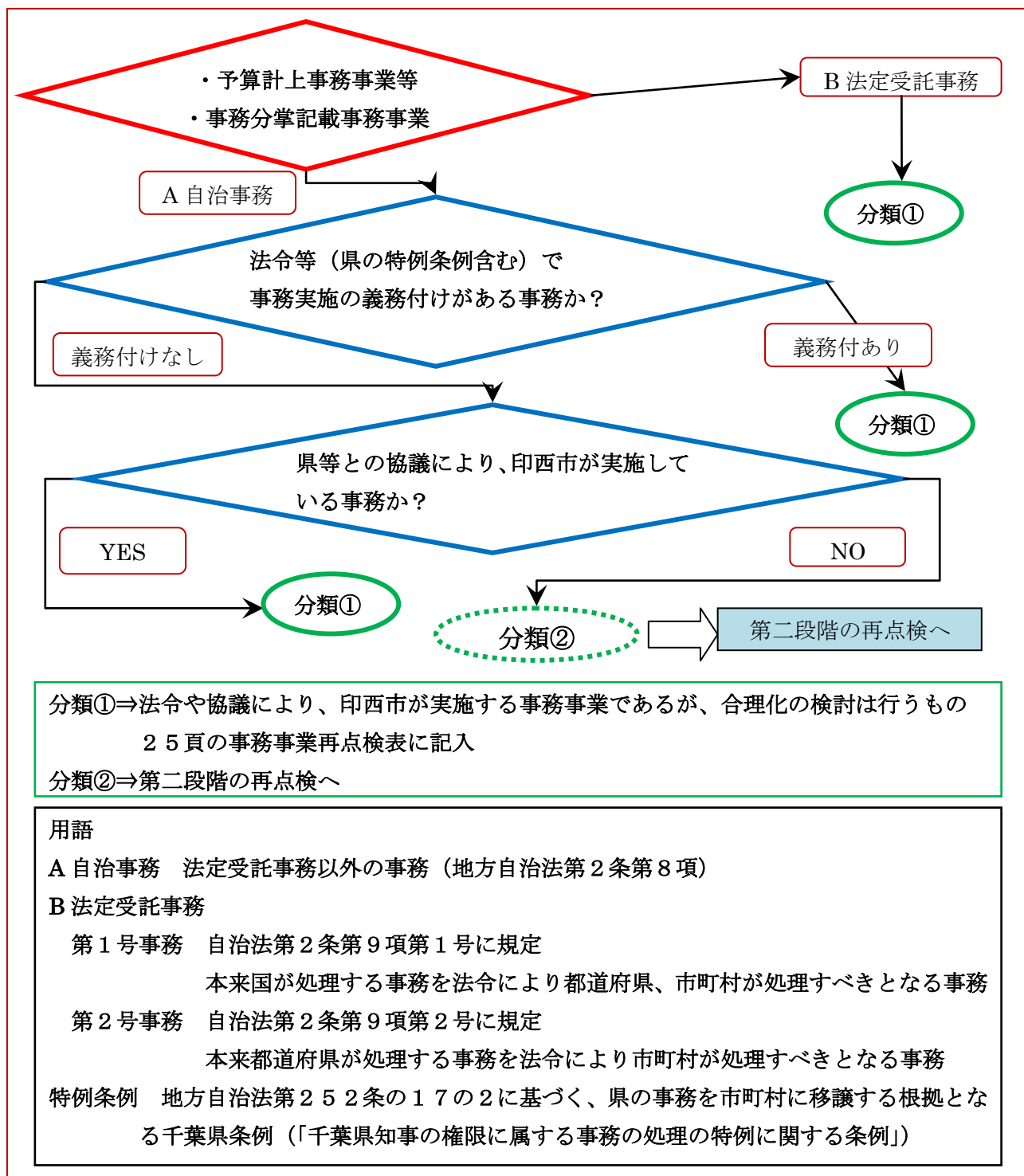
この指針では、規則上列記されている各課各班所管の事務分掌について、予算上の分類における約580の事業を事務事業のチェックにより抽出分類し、再点検を実施するものとします。また、人件費、光熱水費が各課等で予算計上されていない事務事業についても、行政組織規則の事務分掌によりチェックし、人件費削減などの観点から適宜再点検を実施し、合理化、効率化を図っていくこととします。

なお、各出先機関等施設（公の施設だけでなく支所、出張所など市の出先機関）の規則に規定される事務分掌については、全頁の第一段階の再点検及び第二段階の再点検を省略し、22頁の「Ⅲ 公共施設の効率的な運営及び施設配置」で指定管理者制度の導入など管理運営自体をアウトソーシングできないかどうかを判断し、27頁の施設調書（第3号様式）を作成します。

なお、事務事業に対して効率的な取り組みを常に検討し、経費削減を図ることが再点検の前提となります。



1 第一段階の再点検（各出先機関等施設の規則に規定される事務分掌を除く。）



分類①となる事務についての考え方は下記のとおりとし、いずれも国、県からの費用負担制度がある場合は、積極的に活用するものとします。

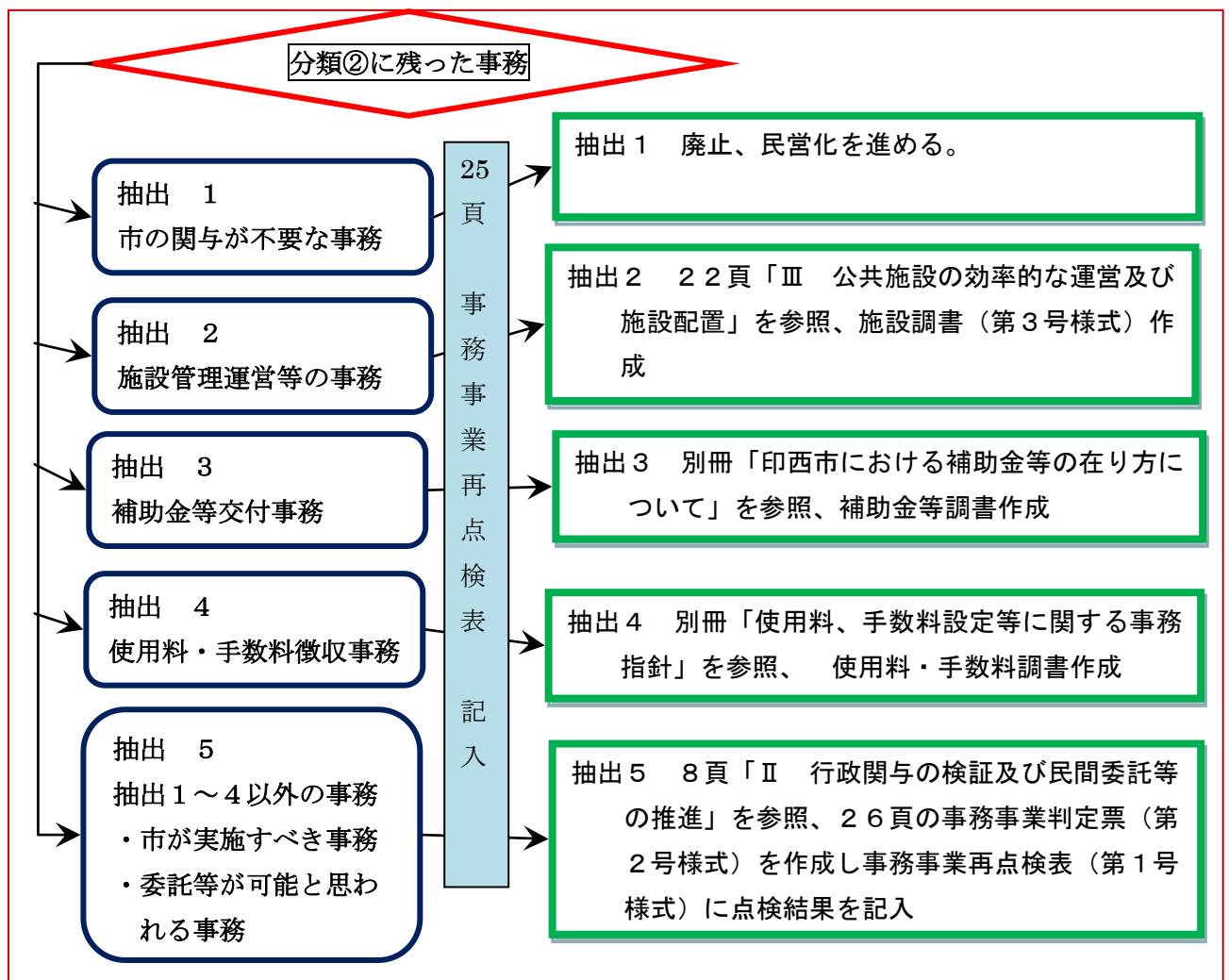
**分類①となる事務の点検**

法令の解釈や実施方法の研究、千葉県等との十分な協議など常に創意工夫を行い、委託等の余地など常に見直しの必要性を検討し、事務事業の経費削減に努めます。なお、事務を県等が実施したほうが合理的であると考えられる場合、再協議の実施も検討します。

また、現在の法令では委託等が困難なものについても、規制緩和の進展によって可能となることも考えられるので、それらの動向にも十分留意し、可能となる見込みが立った場合には、直ちに検討するものとします。

## 2 第二段階の再点検

前段の分類において、分類②に残った事務について、下記のとおりチェックを行います。



### 抽出1 市の関与が不要な事務

まず、第二段階に残っている事務から、下記のような基準で「市の関与」の必要性を判断し、市の関与が必要ない事務を抽出します。この事務は、25頁の事務事業再点検表（第1号様式）に記入のうえ、廃止、民営化を進めます。

#### 抽出1の第一段階判断

基準		事務事業内容（例）
A	市の責任領域であり、民間等の実施が困難なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種許認可等公権力の行使に該当するもの</li> <li>・政策的事項の企画立案など</li> <li>・市民生活の安全を確保するもの（防災、防犯）</li> <li>・市民生活の保全に市の関与が必要なもの（各種相談業務、セーフティネットなど）</li> <li>・受益者が市民全般であり、その受益について受益者負担を求めることが困難なもの（道路整備など）</li> <li>・市民の生活環境の保全に関するもの（ごみ処理、都市計画、下水道整備など）</li> <li>・上記のほか、市の政策として実施する必要があり、民間に実施を委ねることが困難なもの</li> </ul>

B	市の責任領域であるが、民間等でも実施可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の事業として実施すべきものであるが、民間等に実施を委ねることができるもの（保育事業、高齢者福祉事業など）</li> <li>・民間サービスを市が補完する必要があると考えられるもの（スポーツ振興事業、社会教育事業など）</li> <li>・市のPRに関すること（商工観光振興事業など）</li> <li>・開始当初は市の関与が必要となるが、その後は民間等の自立した活動が期待できるもの（各種補助金交付など）</li> <li>・上記のほか、市の政策として実施する必要があるが、部分的な事務の実施を民間にゆだねることが困難なもの</li> </ul>
C	市の責任領域とはいえないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が関与する必要がないもの（競争原理のはく奪につながるものなど）</li> <li>・市が関与しなくても実施可能なもの（民間の競争原理が働くものなど）</li> </ul>

この段階で、「基準C」と判断できるものは、抽出1として廃止、外部実施などを進めます。

### 抽出 1 の第2段階判断

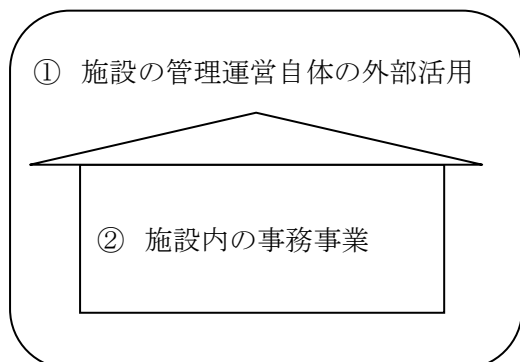
上記第一段階の判断において、基準A又はBに該当するとされるものであっても、下記の基準から判断、見直しを行い、可能なものは廃止、民営化などの措置を講ずるものとします。

<p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢の変化により、市が関与する必要性が薄くなっていると考えられるもの</li> <li>・対象者、利用者が減少しており、整理統合などにより、外部にゆだねることができるもの</li> <li>・費用対効果の視点において、市が関与することに合理性が見いだせないもの</li> <li>・国、県などに類似の制度があり、すでにその効果が十分であると考えられるもの</li> <li>・国、県、近隣市町村と比較し、事業内容が過大となっていると考えられるもの</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記までの2段階判断の結果、それでも市の関与が必要な事務事業は、抽出1としては抽出しません。

### 抽出 2 公の施設など施設の管理運営に関する事務

抽出2では、該当する事務事業が公共施設の管理運営に関する事務を抽出します。事務事業単位でのアウトソーシングなどを実施する前の段階で、施設については指定管理者制度の導入など管理運営自体をアウトソーシングできないかどうかを判断します。25頁の事務事業再点検表（第1号様式）に記入の後、22頁の「Ⅲ 公共施設の効率的な運営及び施設配置」を参照し、27頁の施設調書（第3号様式）を作成します。



施設については、まず内部事務の見直し(②の事務)を行う前に、「Ⅲ 公共施設の効率的な運営及び施設配置」において、施設の管理運営を外部委託などで実施することの可否(①の事務)を点検します。

### 抽出 3 補助金交付など、市民に対して金銭的支出を行う事務

抽出3では、補助金交付事務などに該当する事務を抽出し、事務事業再点検表（25頁）に記入します。補助金交付事務などの場合、その交付自体を見直す必要があることから、平成26年3月策定の「印西市における補助金等の在り方」を参照のうえ判断し、同冊子記載の補助金等調書を作成します。

### 抽出 4 使用料、手数料徴収事務

抽出4では、使用料、手数料徴収事務について抽出し、事務事業再点検表（25頁）に記入します。平成25年度改訂「使用料、手数料設定等に関する事務指針」を参照し、同冊子記載の使用料、手数料調書を作成します。算定根拠の明確化、適正な減免などを検討したうえで、総合的に事務の合理化を図るものとします。

### 抽出 5 1～4以外の事務

抽出5では、1～4の抽出で抽出されなかった事務について、点検を行います。

残っている事務から、下記の2点の視点から事務を抽出します。この抽出時は厳密な判断の必要はなく、おおむねいずれかに該当するとの判断で抽出します。

- ・市が実施すべき事務
- ・委託等が可能と思われる事務

抽出後、事務事業再点検表（25頁）に記入し、本冊子8頁「Ⅱ 行政関与の検証及び民間委託等の推進」を参照の上、事務事業判定票（第2号様式）を作成、再度、事務事業再点検表（第1号様式）に点検結果を記入します。

## 3 予算計上されていない事務の再点検

第一段階、第二段階の再点検を予算事務事業について実施した後、予算に含まれていない事務についても、行政組織規則の事務分掌記載事務を参照しながら、再度第一段階、第二段階の再点検を実施し、事務の抽出を行います。これらにより、全ての事務について、事務事業再点検表（25頁）に記入されることとなります。



## II 行政関与の検証及び民間委託等の推進

### 1 行政関与の検証

ここでは、第2段階の再点検の結果、抽出5（市が実施すべき事務又は委託等が可能と思われる事務）となった事務について、事業実施主体の妥当性も含めて検証し、民間委託等の手法が可能か否かを検討します。

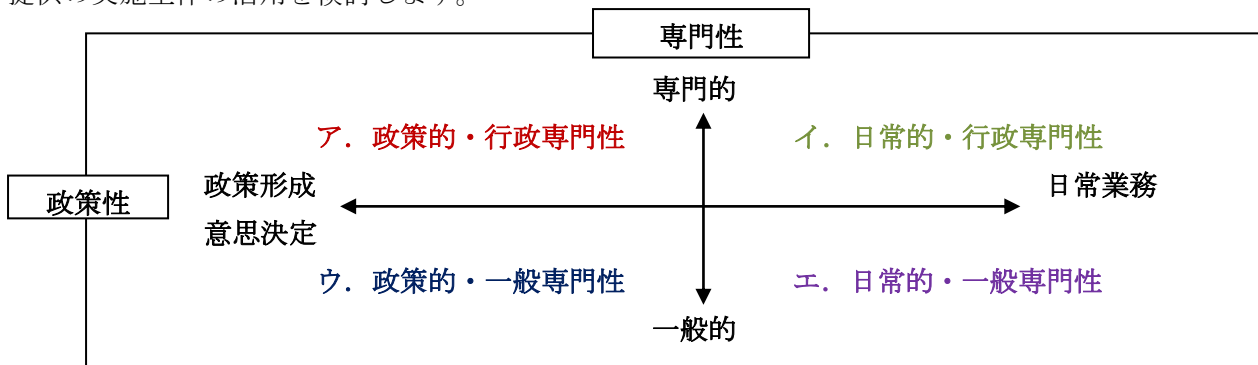
#### （1）事業実施主体が行政であることの妥当性の検証

まず、第2段階の再点検の結果、抽出5（市が実施すべき事務のうち委託等が可能と思われる事務）となった事務について、再度事業主体が行政であることについて、妥当性を検証します。

提供主体がすべて市である必要があるか、費用対効果、市民サービスの確保、行政責任の確保、秘密の保持、受託能力などさまざまな観点から判断して、サービスの提供主体を民間等に委託することなど実施手法を検討する必要があります。第1段階の再点検の結果に基づき、市の責任領域における事務事業を、「政策性」「専門性」の2つの軸によって検証します。

- ・ **政策性**…政策立案等行政の意思決定にかかわる度合いの観点  
（例 総合計画の策定など）
  - ・ **専門性**…行政の執行にかかわる専門知識・技能の度合いの観点  
（例 組織編成、人事関係など）
- } 度合いが高いほど行政の領域

また、市の関与が認められる場合であっても、すべて市が事業実施主体である必要は無く、費用対効果や効率性、行政責任の確保、法令との整合性、受託能力などを総合的に勘案しながら多様なサービス提供の実施主体の活用を検討します。



#### ① 4つの事象の考え方

##### ア. 政策的・行政専門性（政策的重要度が高く、かつ、行政専門性が高いエリア）

業務執行上政策的に重要な意思決定等を必要とし、そのために行政特有の知識、ノウハウ等が必要とされる業務。行政経営の観点から市が自ら実施する領域となる業務エリアであり、行政内部にその知識、ノウハウ等の確保・育成を図る必要があるエリア。民間委託は好ましくないが、企画と実施の切り分けによって、部分的に民間のノウハウを活用するための民間委託は可能です。しかしながら、委託の可能性は低いエリアといえます。⇒市が実施する事務事業。ただし、常に合理性、費用対効果を意識し、改善を進めます。

**イ. 日常的・行政専門性（日常業務の度合いが高く、行政専門性が高いエリア）**

日常業務が色濃く、政策意思決定等の要素は低い、当該業務を遂行する上で、行政の専門性が強く要求されます。また、行政であるがゆえに入手可能な情報等が必要とされる業務。必要とされる行政専門性を部分的に補完し、その他分離可能な部分についての外部委託等を検討するエリア

必要とされる行政専門性を部分的に補完するための民間委託が必要で、委託の可能性は中程度のエリア⇒事務事業を部分的に外部機関に任せることを検討するもの

**ウ. 政策的・一般専門性（政策的重要度が高く、一般的なノウハウの必要性が高いエリア）**

業務遂行上、政策的に重要な意思決定等を必要としますが、当該業務遂行のためには民間等における一般的なノウハウや民間が有する特殊技能等が必要とされる業務。行政が直接的に行うか、民間との協働により業務遂行を図るべき業務エリアであり、行政内部にそのノウハウ等を確保するか、又は外部にノウハウを求めるかは個別に判断すべきエリア。企画と実施の切り分けによって、業務の費用対効果、効率性等の観点から民間委託をすることが可能で、委託の可能性は中程度のエリア

⇒それぞれの事務事業の状況を勘案し、外部機関等との連携を検討するもの

**エ. 日常的・一般専門性（日常業務の色合いが高く、一般的なノウハウの必要性が高いエリア）**

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の費用対効果、効率性等の観点から積極的に民間活力を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該業務の実施主体の民間委託等を検討すべきエリア。業務の費用対効果、効率性等の観点から、積極的に民間委託を検討すべきで、委託の可能性は高いエリア。⇒積極的に事務事業の民間委託化等を検討すべきもの

**サービス提供の実施主体区分及びその導入の意義と留意点**

実施主体区分		導入の意義と留意点
直営（一部委託）		・市が実施主体となるべき事務事業であっても、事務の一部を委託することによって効率的・効果的な執行が可能
外郭団体		・専門的な行政機関が補完・代行する役割を担っており、行政と一体となった事業展開が可能 ・民間企業や市民活動団体との間で事業領域の競合の可能性
民間	P F I	・民間企業の資金、経営能力や技術を活用し、良質なサービスの提供が可能 ・財政支出が中長期にわたり平準化 ・リスクの一部を民間が担うため、その調整が課題
	委託	・契約の相手方となりうる事業実施主体が数多く存在し、幅広い分野のサービスの提供が可能 ・専門知識及び技術を要する業務、定型かつ大量の業務などに大きな効果
市民活動団体（委託・協働）		・その強い目的意識が行政目的と一致するときは、協働により大きな効果 ・採算性が低い部門にも市民活動団体独自の事業領域が存在 ・市民参加意識の高まりや地域の活性化などに効果が波及

## ②4つの事象の分類

ア. 政策的・行政専門性（政策的重要度が高く、かつ、行政専門性が高いエリア）

イ. 日常的・行政専門性（日常業務の度合いが高く、行政専門性が高いエリア）

ウ. 政策的・一般専門性（政策的重要度が高く、一般的なノウハウの必要性が高いエリア）

エ. 日常的・一般専門性（日常業務の色合いが高く、一般的なノウハウの必要性が高いエリア）

上記アからエまでの事象の分類については、次の各項目によりチェックを実施し、ポイントにより分類を行うこととします。

### チェック1

まず、「政策的重要度が高い」か「日常的業務の度合いが高い」か、についてチェックします。

	評価項目	チェック	ポイント
1	政策上重要な判断（政策調整会議案件など）を要する事務事業である。	○・×	
2	市の各種計画に位置付けられた事務事業である。	○・×	
3	市行政の改革、効率化にかかわる事務事業である。	○・×	
4	附属機関等において審議が必要な事務事業である。	○・×	
5	市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業である。	○・×	
6	他の事務事業と統合、代替えが不可能な事務事業である。	○・×	
7	マニュアルなどによる定型化が困難な事務事業である。	○・×	
8	通年実施する事務事業（窓口業務など）ではない。	○・×	
9	職員の肉体的労力提供が主な事務事業ではない。	○・×	
合計（ポイント計算方法 ○=1ポイント ×=0ポイント）			

上記評価の結果で得られる合計ポイントを下記により分類します。

上記評価で得られる 合計ポイント	分類
合計が1～4ポイント	日常的業務の度合いが高い事務事業（イ又はエのエリア）
5ポイント以上	政策的重要度が高い事務事業（ア又はウのエリア）

### チェック2

次に、「行政専門性が高い」か「一般的なノウハウの必要性が高い」か、についてチェックします。

	評価項目	チェック	ポイント
1	行政が持つ専門知識、特殊技術に基づく事務事業である。	○・×	
2	行政による迅速な対応が必要な事務事業である。	○・×	
3	中立性、公平性を特に要求される事務事業である。	○・×	
4	行政しか得られない情報に基づく事務事業である。	○・×	
5	市民との協働により実施が不可能な事務事業である。	○・×	
6	民間に類似サービスの提供者が存在しない事務事業である。	○・×	
7	類似事業の全部又は一部を外部委託した事例（他市町村等も含む。）がない事務事業である。	○・×	
8	外部委託が不可能な理由が明確にされている事務事業である。	○・×	

9	市民又は民間事業者が参加に消極的なことが想定される事務事業である。	○・×	
合計（ポイント計算方法 ○=1ポイント ×=0ポイント）			

上記評価の結果で得られる合計ポイントを下記により分類します。

上記評価で得られる 合計ポイント	分類
合計が1～4ポイント	一般的なノウハウの必要性が高い事務事業（ウ又はエのエリア）
5ポイント以上	行政専門性が高い事務事業（ア又はイのエリア）

上記**チェック1**及び**チェック2**の結果により、該当するエリアを判断します。

例 チェック1の結果3ポイントで、チェック2の結果5ポイントの事務事業  
⇒イ．日常的・行政専門性（日常業務の度合いが高く、行政専門性が高いエリア）  
と分類することとなります。

## (2) 行政関与の妥当性の検証

### ①行政サービスの基本的性質の検証

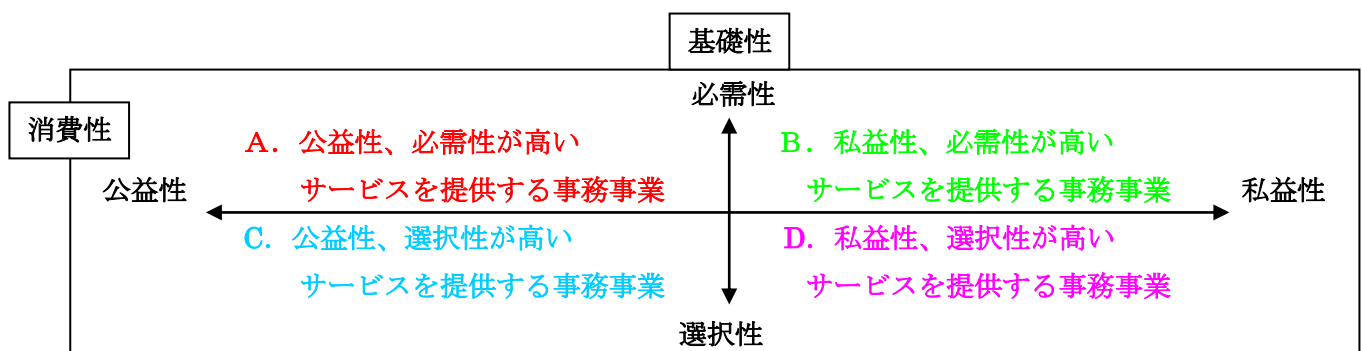
再度事業主体が行政であることの妥当性検証に続き、関与の妥当性を検証します。まず、サービスを提供する事務事業の性質を以下の4つの観点から分類を行います。

- 1 必需性（日常生活を営む上で必要不可欠なもの）
- 2 選択性（無くても済まされるが、欲求の対象となるもの）
- 3 公益性（社会一般に帰属する利益）
- 4 私益性（特定の個人や団体に帰属する利益）

上記行政事務の性質を消費性と基礎性の2つの軸によって表される4つのエリアのどこに位置付けられるかを判断します。

○消費性…公益性（共同消費性）と私益性（個人消費性）のどちらが高いか。つまり、個人的に利益を得るのか、利益を得る人が多数である集合的利益になるのか、より公共利益にかかわるのかという観点

○基礎性…必需性と選択性どちらが高いか。つまり、それが是非とも必要なものか、それが無くても済まされるものか、代替的な資源がありえるのかという観点



### ②4つの事象の考え方

#### A. 公益性、必需性が高いサービスを提供する事務事業（共同消費性が高く、必需的）

より多くの市民が利益を受け、日常欠かすことのできないサービスが含まれます。また、より多くの市民はそのサービスがないと日々の生活における質を維持できないため、それを最低保障しなければならないエリアです。しかし、大量の資源が投入されるとともに、設備投資等に経費が多く費やされるので、コストに関する議論は欠かせないエリアでもあります。

⇒上下水道、保健衛生、清掃事業等

#### B. 私益性、必需性が高いサービスを提供する事務事業（個人消費性が高く、必需的）

個人的な利益を受け、日常欠かすことができないサービスが該当します。このサービスと行政とのかわりからいえば、行政として最小限度のサービスは、この事象に想定されます。社会的な弱者をつくらないという公的な立場はこの事象で端的に表れます。

⇒生活保護等

#### C. 公益性、選択性が高いサービスを提供する事務事業（共同消費性が高く、選択的）

より多くの市民が利益を受けますが、欠くことができないかどうかはサービスを提供する側、受ける側で考えることができるようなサービスが含まれます。必要と考える市民だけがサービスを選択的

に受ければよいものです。行政が少ない行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば、一定の根拠を掲示する必要がありますし、実際の関与も最低限にとどめるとともに、公益ではありますが受益者負担を前提に考えるべきです。

⇒美術館、博物館、音楽ホール等公的施設で不特定多数の市民に便宜を供する場合

#### D. 私益性、選択性が高いサービスを提供する事務事業（個人消費性が高く、選択的）

個人的な利益にかかわり、かつ、格別欠くことができないということではないサービスが該当します。基本的に行政がさほど責任を持たなくてよい領域といえます。しかし、サービスの供給が遅れている分野で地域的や世代的に公平・平等に利益を享受できない場合は、公平・平等の観点から行政の守備範囲とすることもやむをえない場合もあります。

⇒生涯学習、趣味娯楽の個人的な関心などに関連したサービスも含む

### ③公費負担と受益者負担の妥当性

特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、利用する者と利用しない者との公平性の観点から、利用者に適正な受益者負担を求めることを基本とします。

この場合、公費負担と受益者負担の関係について、一般的には事務事業における行政サービスの基本的性質に応じ次のように区分することができますが、このうちBからDに該当する事務事業については、負担の公平性の観点から相応の受益者負担が必要であると考えられ、適正な原価計算を行うとともに、他の自治体の水準、類似事業の水準等との比較検討を行い、受益者負担の水準が適切でない場合には積極的に見直しを図る必要があります。

区分	事務事業の性質	公費負担と受益者負担
<b>A</b> (公益性、必需性が高い)	○受益者は不特定多数の市民 ○市民生活に必要なサービス	公費負担が中心
<b>B</b> (私益性、必需性が高い)	●受益者は特定の市民 ○市民生活に必要なサービス	公費負担と受益者負担の組み合わせ
<b>C</b> (公益性、選択性が高い)	○受益者は不特定多数の市民 ●市民側で選択可能なサービス	受益者負担と公費負担の組み合わせ
<b>D</b> (私益性、選択性が高い)	●受益者は特定の市民 ●市民側で選択可能なサービス	受益者負担が中心

○=公費負担の性質    ●=受益者負担の性質

### ④4つの事象の分類

**A. 公益性、必需性が高いサービスを提供する事務事業（共同消費性が高く、必需的）**

**B. 私益性、必需性が高いサービスを提供する事務事業（個人消費性が高く、必需的）**

**C. 公益性、選択性が高いサービスを提供する事務事業（共同消費性が高く、選択的）**

**D. 私益性、選択性が高いサービスを提供する事務事業（個人消費性が高く、選択的）**

上記AからDまでの分類については、次の各項目によりチェックを実施し、ポイントにより分類を行うこととします。

#### チェック1

まず、「公益性（共同消費性）が高い」事務事業か「私益性（個人消費性）が高い」事務事業か、につ

いてチェックします。

	評価項目	チェック	ポイント
1	市民の大部分が利用するサービスを提供する事務事業である。	○・×	
2	市民の大部分が必要とするサービスを提供する事務事業である。	○・×	
3	不特定の市民にサービスを提供する事務事業である。	○・×	
4	公平に地域全体が恩恵を受けるサービスを提供する事務事業である。	○・×	
5	都市機能の維持、拡大にかかわるサービスを提供する事務事業である。	○・×	
6	市民生活の利便性向上にかかわるサービスを提供する事務事業である。	○・×	
7	対象者、利用者が増加が見込まれるサービスを提供する事務事業である。	○・×	
8	採算性等の理由で民間が実施しないサービスを提供する事務事業である。	○・×	
9	個人的な趣味や娯楽に属するサービスを提供する事務事業ではない。	○・×	
合計（ポイント計算方法 ○=1ポイント ×=0ポイント）			

上記評価の結果で得られる合計ポイントを下記により分類します。

上記評価で得られる 合計ポイント	分類
合計が1～4ポイント	私益性（個人消費性）が高い事務事業（B又はDのエリア）
5ポイント以上	公益性（共同消費性）が高い事務事業（A又はCのエリア）

#### チェック2

次に、「必需性が高い」か「選択性が高い」か、についてチェックします。

	評価項目	チェック	ポイント
1	市民の生命に直接かかわるサービスを提供する事務事業である。	○・×	
2	市民の防災、安全にかかわるサービスを提供する事務事業である。	○・×	
3	市民生活上欠くことのできないサービスを提供する事務事業である。	○・×	
4	社会的、経済的困窮者を対象とするサービスを提供する事務事業である。	○・×	
5	市民の財産等の権利保護にかかわるサービスを提供する事務事業である。	○・×	
6	行政以外では提供が不可能なサービスを提供する事務事業である。	○・×	
7	類似するものが存在しないサービスを提供する事務事業である。	○・×	
8	市場の競争原理が働かないサービスを提供する事務事業である。	○・×	
9	費用対効果を勘案することが困難なサービスを提供する事務事業である。	○・×	
合計（ポイント計算方法 ○=1ポイント ×=0ポイント）			

上記評価の結果で得られる合計ポイントを下記により分類します。

上記評価で得られる 合計ポイント	分類
合計が1～4ポイント	選択性が高い事務事業（C又はDのエリア）
5ポイント以上	必需性が高い事務事業（A又はBのエリア）

上記「チェック1」及び「チェック2」の結果により、該当するエリアを判断します。

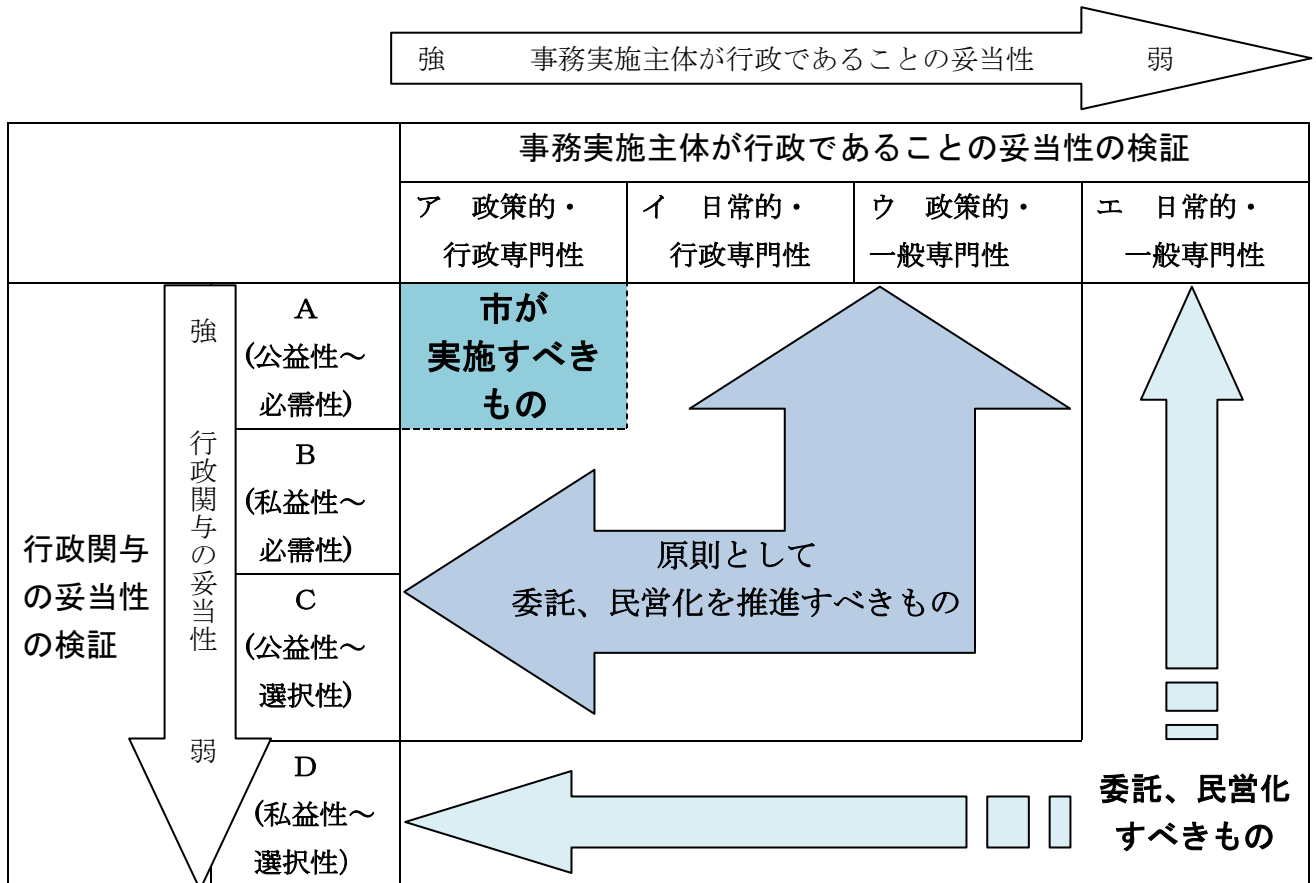
例 チェック1の結果3ポイントで、チェック2の結果5ポイントの事務事業



⇒B. 私益性、必需性が高いサービスを提供する事務事業（個人消費性が高く、必需的）と分類することとなります。

### (3) 行政関与及び民間委託等の必要性の判断

行政関与及び民間委託等の必要性について、「(1) 事務実施主体の妥当性の検証」と「(2) 行政関与の妥当性の検証」の結果により、下記のとおり判断し、委託・民営化を進めるものとします。





## 2 民間委託等の推進

行政関与の妥当性の検証の結果、行政関与の低い事務事業については、民間や市民団体等が自ら事業実施主体となって行っていくべきです。また、市の責任領域においても実施する手法として、直営やアウトソーシング等その実施方法を検討することは必要です。その1つであるアウトソーシングについては「民間でできることは民間で」を基本としますが、その根底には、市としての優先度の高い業務への経営資源の重点配分及び市の役割の移行という考え方があります。

このような考え方にに基づき、市が自ら実施しなければならない事務事業を除き委託又は民営化を推進していくこととします。民間委託等の推進は市の責任領域における実施方法の明確化に伴い、将来における行政のあり方を具現化し、効率的運営や行政資源の活用が図れるものです。

しかし、基本的に市が自ら実施すべき事務事業においても、次の視点から民間委託等への検証をすることが必要です。

### ①許認可等の公権力の行使に当たるもの

これに付随する定型的な事務等、公権力行使に直接関係しない部分については、関係法令に抵触しない範囲で委託化ができないかを検討するものとします。

### ②政策的事項の企画立案・調整・決定など、地域経営者として市が自ら判断する必要があるもの

これに該当するものには、市の地域に必要な公共的サービスの質と量を確保していくための計画策定や調整、市民の主体的な活動の促進や市民活動との協働の推進に向けた調整などがあります。これらは行政の役割で自らサービスを提供することから総合的な調整機能を持つ「自治体経営者」へ転換していくことに伴い一層充実しなければならないものです。判断にあたっては「自治体経営者」である市でなければ担うことができないことかといった観点から検討するものとします。

また、第4次印西市行政改革大綱の改革事項「(1) 財政安定化の推進」における改革項目として「民間委託等の推進」を掲げています。行政改革大綱では、民間委託等の推進の観点から、公の施設の指定管理者制度の活用も含め、事務事業等全般にわたった委託の可能性を検証し、委託すべきものは計画的に進め、直営で行うべきものは民間の発想（顧客本位、コスト意識等）や手法を取り入れるなどの効率化を図ることとしています。

## (1) 委託・民営化の定義

### ①委託

この基本的な考え方における「委託」とは、市を事務事業の実施主体としたまま供給主体を民間等に転換し、受託者に事務事業の提供を委ねるものです。市は事業実施主体として、事務事業の需要動向を把握するとともに、受託者の供給するサービスの量及び質について管理監督を行います。施設についていえば「公設民営」に相当します。指定管理者制度を活用し、公の施設の管理運営を民間等に委ねる場合もこれに該当します。

### ②民営化

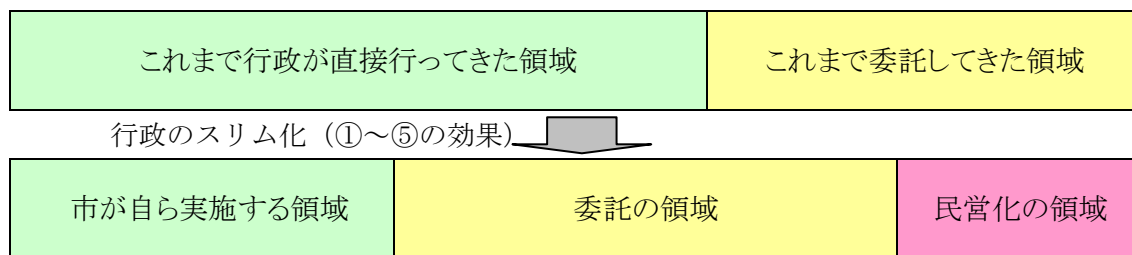
この基本的な考え方における「民営化」とは、市が実施している事務事業について、市がその事業主体ではなくなることです。これには公共的サービスの実施主体を民間のボランティアグループに変えていくことや、市民等が自ら供給するシステムに変えていくものも含まれます。施設についていえば「民設民営」に相当します。公共的サービスに必要な資産を市が有している場合には、その資産をサービスの担い手に譲渡又は貸与して私的財となることを進めます。

## (2) 委託・民営化の効果基準

委託・民営化は次の5つの効果について、総合的に検討したうえで推進することとします。

- ①市として確保しなければならないサービスの水準が維持できること。
- ②市民ニーズに対する柔軟な対応が可能となること。
- ③事務事業にかかる経費が節減できること。
- ④雇用創出等による地域の活性化が図れること。
- ⑤公平性・公共性、守秘義務が担保され、行政責任が損なわれることがないこと。

### 委託・民営化推進の効果（イメージ）



## (3) 検討手順

### ○民営化の視点（市が自ら実施することは必要か）

前段の「行政関与の検証」において「委託、民営化を推進すべきもの」と判断できる事務事業について、主に次の視点で点検し、市が自ら実施する事務事業として継続する必要性が検証できないものについては、「(2) 委託・民営化の効果基準」により、民営化が推進できる場合には民営化することとします。

- ①地域にとって事務事業の継続を必要としているのか。
- ②民間と競合していたり、民間の活動を阻害したりしていないか。
- ③市民団体や市内企業が担い手となって民営化を進める場合、担い手の活動基盤が強固でないことも想定されるのでこのような場合には、担い手の自立に向けた支援をすることで民営化できないか。

### ○委託の視点（市が自ら実施することが必要か）

民営化できない事務事業については委託を検討します。主に次の視点で点検し、市が自ら実施する必要性が検証できない場合で「(2) 委託・民営化の効果基準」により、委託が推進できる場合には委託することとします。

- ①規制緩和や市民の活動の活発化などにより、市の事務事業と同種のサービスを供給できる担い手が多元化してきている中で、市が直接事務事業を実施し続ける意義があるか。
- ②市民団体や市内企業が担い手となって委託化を進める場合、担い手の活動基盤が強固でないことも想定されるのでこのような場合には、担い手の自立に向けた支援をすることで委託化できないか。

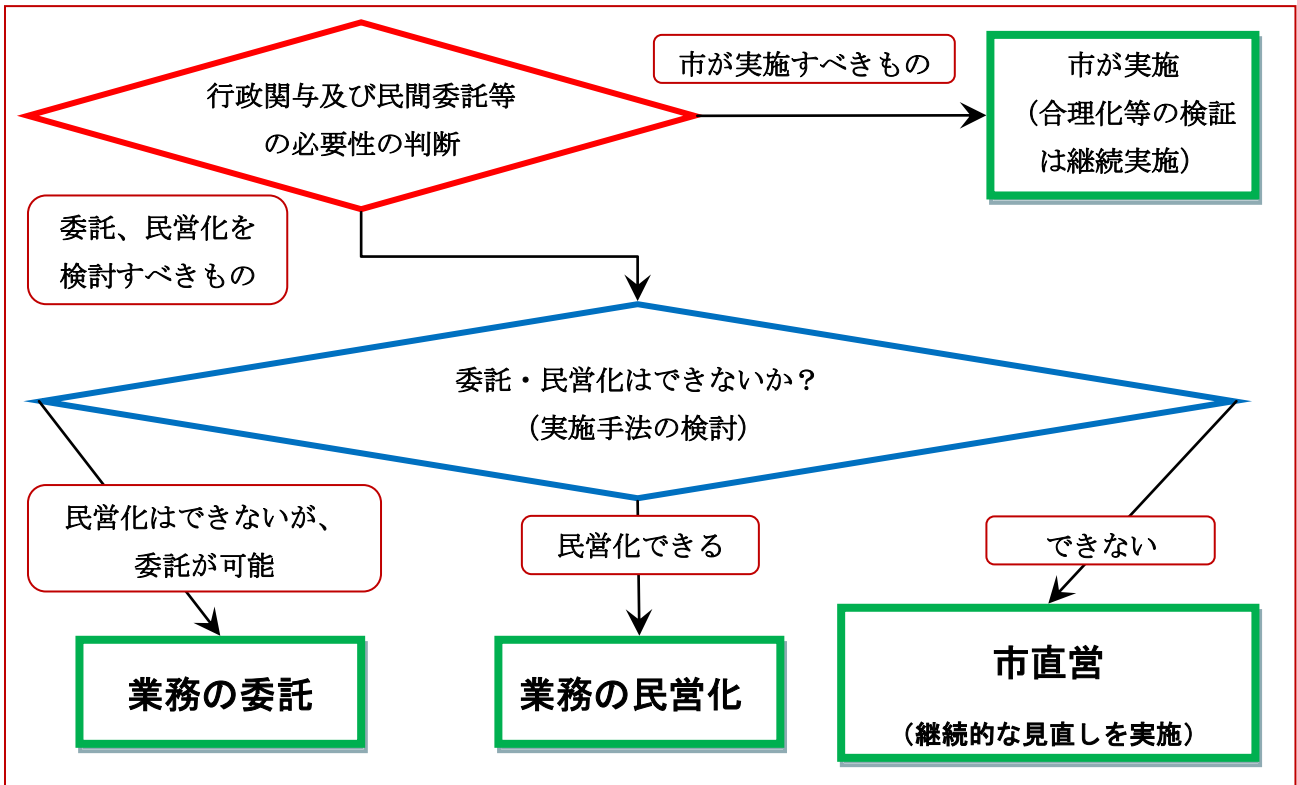
### 《委託の対象事例》

委託の対象には、次のようなものが想定されます。

- ① 定型的な業務（マニュアル等により市が直接事務を実施する場合と同様な結果が得られるもの）
- ② 専門的な知識や技術を必要とするもの
- ③ 業務の形態が時期的に集中するなど、常時一定の職員を配置する必要がないもの

- ④ 各種行事、研修会、講習会等において、委託により効率的な運用が期待できるもの
- ⑤ 公の施設の管理運営
- ⑥ 現業業務
- ⑦ ほかの自治体において既に委託が実施されているもの
- ⑧ その他、委託により効率的な執行が期待できるもの

委託・民営化の検討フロー



(4) 委託・民営化の推進に当たり留意する事項

① 一般的事項

○委託・民営化に伴う選定手続きの公平性・透明性の確保

説明責任を踏まえ、担い手の選定手続きの公平性・透明性の確保に十分留意してください。

○担い手の能力等に関する状況の把握

担い手には誠意があり、十分な業務遂行能力と実績があるものを選定してください。市民や市内業者を担い手とする場合、その活動基盤が強固でないときには、市が支援することで担い手としての役割を十分に果たせる見込みのあることが必要です。

○委託・民営化に伴う状況予測の実施

委託・民営化を進めるには、それらを導入することによってどのような状態になるのかを予測し、委託又は民営化におけるサービスの持続性について点検するとともに、効果基準について判断するための情報を整理しておく必要があります。予測では、委託等に伴い発生する経費をはじめ、人口動態等を基にした需要の予測、担い手による事業経営に関する収支予測、支援策が必要な場合には支援の内容及び経費とその期間等についても整理します。

委託・民営化の効果基準の成果は、現れるまでにある程度の期間が必要な場合もあることから、予

測は短期的なものにとどまらず、中長期的な視点からも行うこととします。

特定の事務事業の委託等については、市民が漠然とした不安を抱く場合も想定されます。こうした予測は、市民の不安を取り除くためにも、市民に対して委託等の妥当性の説明も必要です。

### ○自ら実施する領域の明確化と市の関与及び監督

民営化においては、自治体経営者としての視点から、市と担い手の責任の範囲を明確にしておく必要がある場合もあります。市の資産を貸与する場合や無償で譲渡する場合等の担い手に対する支援を行う場合に限らず、市の関与が必要な場合には、関与の可能性を検討し、可能な場合には協定等により双方の責任の範囲を明確にしてください。

委託においては、市と受託者との責任の範囲を明確にするとともに、事務事業の実施過程における市の関与及び監督が機能するようにしてください。

ただし、委託・民営化いずれの場合においても、過度の干渉により受託者の経営努力を阻害することのないよう留意してください。

### ○守秘義務の担保

委託においては、個人情報の保護を必要とする事務事業について慎重に対応することとし、契約や協定で個人情報の保護が担保されるよう明確にします。民営化においても、市の関与が必要な場合には、協定等により個人情報の保護について明確にしてください。

## ②指定管理者制度の活用（公の施設の委託）に留意する事項

### ○利用料金制度の積極的活用

施設利用の対価（使用料）を受託者の収入とする利用料金制度を積極的に活用し、施設の管理運営において受託者の経営力や経営努力が反映されるものにしていくとともに、委託費の縮減に努めてください。受託者の利用料金収入で施設の管理運営に要する経費の全額をまかなうことができない場合においても、同制度の活用を検討してください。

### ○従業員の状況の把握

受託者の選定に当たっては、委託業務に従事する従業員の状況についても点検し、法令適合性と事務事業の継続性・安定性が確保されるよう留意してください。

### ○再委託における地域の雇用創出

受託者が施設の管理運営に必要な業務の一部を再委託する場合には、この再委託においても、地域の雇用創出を図ることができるよう配慮してください。

## ③委託・民営化の担い手の把握及び発掘・支援

各部各課においては、委託・民営化の担い手となる民間企業、団体等の把握・発掘に努めるとともに、市民等との協働が推進できるものについては、市と団体等との間で調整することによって、協働できる条件を整備するよう努めてください。

また、委託・民営化の担い手となるべき団体等の活動基盤が強固でない場合に市が支援することで、担い手の業務遂行能力を確保することができるものについては、担い手が育ち自立できるよう、計画的な支援策を用意してください。

#### 《支援策の例》

①委託・民営化に伴う参入機会の提供 ②活動の場の提供 ③補助 ④一部委託・民営化に向けた委託の導入等段階的な実施 ⑤融資 ⑥情報提供 ⑦行政との情報交換 ⑧引継ぎ等

#### ④民営化に伴う市の資産の取り扱い

民営化に伴って、行政財産をそのまま活用して事業展開を行う場合、将来にわたって事業に対する需要があるか、民営化後に担い手が事業を継続できるか等を考慮し、事業に要する土地及び建物の取扱いについて決めることになります。

事業に対する需要と担い手による事業の持続が長期間にわたり見込まれる場合には、土地及び建物を実施主体に譲渡することを検討してください。この形態は、事業者が土地及び建物を担保に資金を借り入れて事業展開できる点において、民営化に最もなじむものです。

土地及び建物の両方を譲渡できない場合は、建物のみを譲渡し、土地を行政財産として位置付けをしたうえで、貸し付ける方向で検討してください。土地及び建物のいずれも譲渡できない場合は、指定管理者制度の活用を図ることとなります。

しかしながら、行政財産は市が公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産であるため、譲渡にあたっては説明責任が伴います。

なお、譲渡は貸付の対価は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び行政財産目的外使用料条例等に基づき設定することとなります。

#### (5) 委託・民営化の効果の検証と改善

委託した事務事業については、定期的にその効果を評価し、委託の内容や対価について見直しを行うとともに、民営化への移行や委託先の変更も含めてより効果的なものに改善していくよう、常に検討を続けてください。民営化した事務事業についても、自治体経営者の視点から可能な範囲でその効果を評価し、市が支援を行っている場合には、支援策についてより効果的なものに改善してください。

#### (6) 委託への移行に伴う経費の考え方

委託移行にかかる経費については、人件費の抑制によって発生する経費を充てることとします。この考え方は、元々職員が行っていた事務事業を委託するものであり、市が自ら実施する領域の明確化と定員適正化によって、職員の削減に伴う人件費の抑制から発生した額を充てることを基本とします。

しかしながら、委託に移行していく時期については、事務事業の再点検の進捗及び受託者の選定等によって、変わる可能性もありますが、職員の意識改革も含め早期に実現できるように心がけるものとします。

平成24年度～27年度…「民間でできることは民間へ移行していく」期間

平成28年度以降…「市が自ら実施する領域の充実に努める」期間

(7) 定員管理計画との整合性

委託にかかる経費は、基本的には職員の削減によって生じた人件費の抑制額を充てるべきとしていますが、人件費の抑制額は順次発生するものであるため、委託すべきとの判断がなされた業務であっても、人件費が抑制されていない場合、人件費及び委託費が支出されることとなり、結果、委託費分が増額されてしまい、財政を圧迫してしまうこととなります。そこで、平成23年に策定した印西市定員管理計画に基づく人件費の抑制効果を勘案しながら、民間委託等の推進を図る必要があります。

今後事務の委託を行う場合は、端的に表現すると

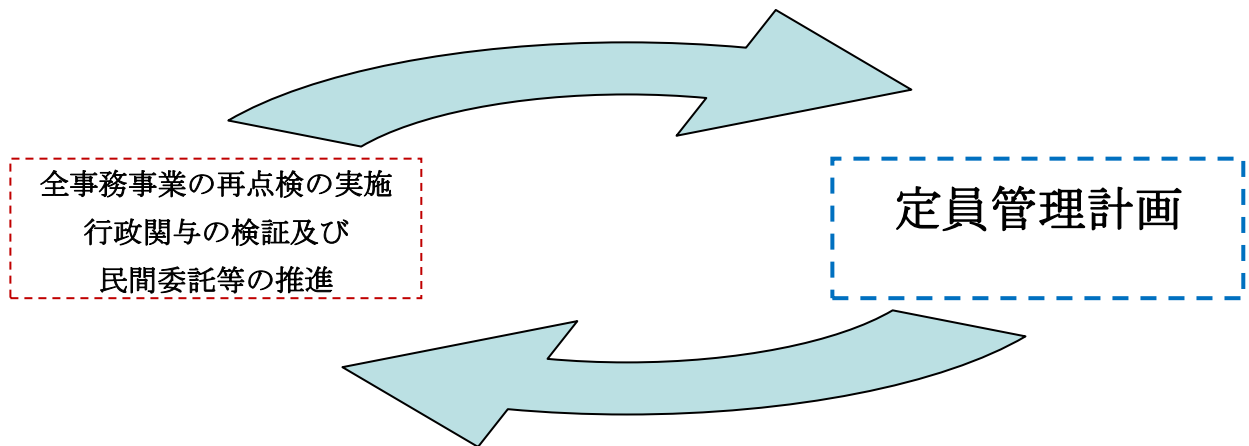
**「委託で●円の委託料が増加するが、その分人員●名削減できる」**

ということが可能かを勘案し、進めていただきます。

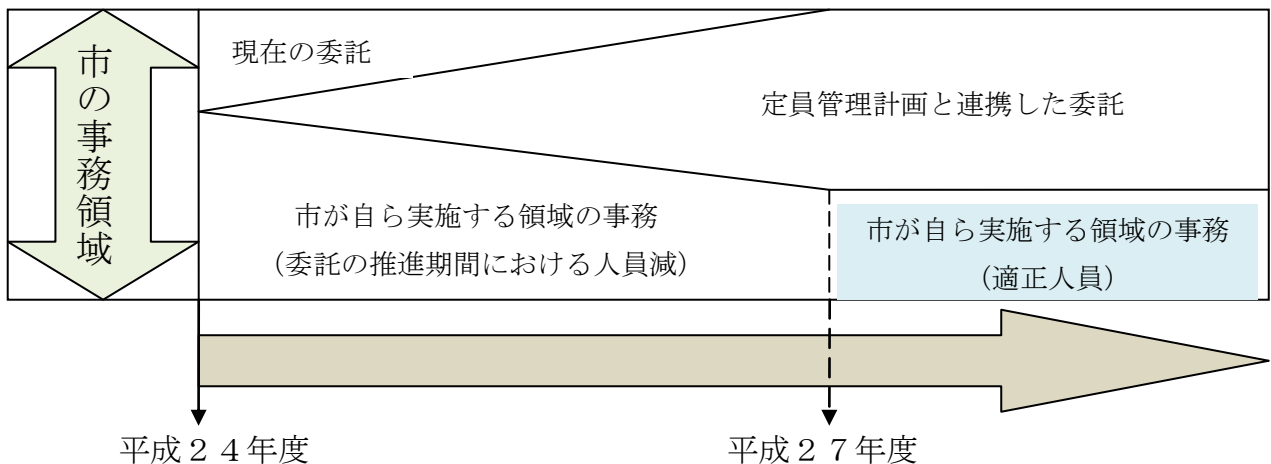
単一業務の委託のみでは人員削減に直結しないかもしれませんが、委託を複合し、広範囲の委託を行うことにより、その部門の全体的な業務削減につながるものが考えられ、結果人員の削減が実現することとなります。この削減された人員を「市が自ら実施する領域の事務（＝市が実施すべき事務）」により多く充当することが可能となり、本当の意味での市民サービスの拡充が可能となります。

業務の委託を進めるにあたっては、定員管理計画と連携し、計画的に進める必要があります。

事務事業の再点検の結果、職員が自ら行うべき領域が確定され、その領域の確定に伴い、職員の適正人員が算出されます。退職予定及び新規採用予定等を加味した、定員管理計画と整合を図り、行政改革を進める必要があります。



定員管理計画と委託の関係（事務量及び人員）



### Ⅲ 公共施設の効率的な運営及び施設配置

#### 1 公共施設の効率的な運営

##### (1) 管理運営方法の検討の必要性

市の公共施設の管理運営方法は、直営によるものが主であり、業務委託や非常勤職員の活用により効率化を図ってきましたが、公の施設においては、指定管理者制度の創設により、民間企業等のノウハウの活用による「住民サービスの向上」「更なるコスト削減」という2つの可能性が新たに生まれました。近年では指定管理者制度を導入する施設も増加し、制度導入による2つの可能性のほかにも地域振興の活性化や市民活動の推進などのメリットも期待されています。

指定管理者制度に関連したビジネスに参入する民間企業等が全国的に増加していることもあり、施設の必要性やサービス提供面、コスト面について他市町村の事例等も参考にしながら再検討すべき時期にきています。

また、「定員管理計画」により、平成26年度までに職員数を660人とする計画であることから、施策の重点化や市全体の行政サービスの低下防止のためには、職員の業務遂行能力の向上はもちろん、職員の適正かつ施策に対応した重点的な配置なども今後大きな課題となることは避けられず、指定管理者制度も含めた民間委託等の推進により職員の有効活用を図る必要があります。

このようなことから、廃止や民営化も含めた各施設の管理運営の方向性を明確化してその実現を図るため管理運営方法の検討を行い、その結果を反映することで特にサービス面・コスト面・職員の有効活用の面において成果を求めます。

##### (2) 管理運営方針の基本的な考え方

公共施設の管理運営方法の検討の必要性という背景から、民営化、民間委託、指定管理者制度、直営の手法の中からその可能性を見出し、最適な行政サービスの提供方法の選択を行い、一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図ることとします。

##### (3) 各施設の検討手順

###### 第1段階 「民営化」

その施設で実施していた公共的サービスの供給が行政以外の者（民間企業・NPO等）により行われることを意味します。施設自体は「民設民営」となり、行政の責任領域外となります。サービス供給に必要な資産を市が所有している場合は、その資産をサービス供給者に譲渡もしくは貸与して私的財とします。

###### 第2段階 「直営（指定管理者制度導入）」

指定管理者制度を導入し、市を事務事業の主体としたまま公的サービス供給を民間企業等に転換するものです。具体的な委託内容は受託者との協定の中で詳細に設定しますが、サービスの向上もしくは維持、そしてコストの削減が図られる内容でなくてはなりません。ただし、市民の受益性、サービスが飛躍的に向上する見込みがある場合は、若干のコストが上昇しても、費用対効果の観点から、指定管理者制度の導入を検討することとします。

指定管理者制度を導入するには、設置管理条例の改正と指定管理者の指定の各議案を議会に上程する必要があり、事業者の公募等の手続きも必要なことから、手続きには短くとも6ヶ月は必要となります。

### 第3段階 「直営（事務事業の民間委託の推進）」

事務事業及び施設管理運営の主体は市のまま、今まで職員が行っていた事務やサービス提供を、民間等に委託していくことを意味します。委託する事務事業については、慣例にとらわれることなく、費用対効果や地域協働の推進などの観点から選択していきます。

ただし、委託料により歳出が増えることから、委託料の財源を確保するため、職員削減による人件費削減などの具体的な公費削減が求められます。

### 第4段階 「直営（施設運営形態の現状保持）」

事務事業及び施設管理運営の主体は市のままとし、事務事業等の民間委託も新規に行わないことを意味します。現状だけでなく将来的にも今がベストの状態であると判断できる場合又は今後大きな法改正が予想される場合などは選択することになります。ただし、公共的サービス向上やコスト削減・効率化については、常に職員で考え改善していく必要があります。

#### （4）施設の管理運営の検討にあたり留意する事項

- ①管理運営方針は、原則として対象施設ごとに策定し、最終的に全庁規模に取りまとめ、施設改修計画などと連携し、適正な施設配置を進めていきます。
- ②「直営ありき」や「指定管理者制度導入ありき」ではなく、検討手順に基づいて段階的に管理運営区分毎の検討を行い、施設そのものの該当する区分を決定します。
- ③個別の管理運営方針に施設概要、経費及び事業概要のみではなく、具体的な影響等を併記します。
- ④最初に施設そのもの（施設・人員すべて）を「事務事業の再点検」の観点（そもそも論の観点）から精査し、施策などとの関連も考慮して区分の確定をします。
- ⑤慣例にとらわれることなく、客観的な判断材料をもとに検討を行ってください。
- ⑥「職員数が足りないから」「予算がないから」などは区分の選択理由にはできません。
- ⑦委託による歳出増加は人件費削減分で賄うことを前提とすることから、定員管理計画に基づく職員配置と連携して委託を進めていくこととなります。
- ⑧公共施設に勤務する職員数は、平成24年4月1日現在233名と職員全体の約34%を占めており、非常に影響が大きいことを十分認識してください。
- ⑨図書館など同類施設が市内に複数ある場合、原則として統一的な方針を策定することとなります。ただし、非統一的な方針を策定することでコスト削減やサービス向上の効果が高まると判断される場合はこの限りではありません。
- ⑩中央駅前地域交流館やふれあい文化館などの複合施設の場合、同類施設での検討及び施設全体での検討も行うこととします。また、区域内に多数の公の施設が存在する場合は、区域単位での検討も行う必要があります。



・各施設の管理運営方針に併記する事項

段階	区分	併記する事項
1	民営化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民営化する理由</li> <li>・予想されるコスト削減額（人件費含む。）</li> <li>・予想される新たなサービス提供者</li> <li>・民営化した場合の市民への影響や問題点とその対策</li> </ul>
2	直営 (指定管理者導入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度導入理由（民営化できない理由含む。）</li> <li>・指定管理者が実施する事務事業内容の概要及び委託料の概算</li> <li>・予想されるコスト削減額</li> <li>・使用料などの収入の取り扱い（利用料金制度）</li> <li>・指定管理者制度を導入した場合の市民への影響や問題点とその対策</li> </ul>
3	直営 (事務事業の一部民間委託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民営化、指定管理者制度の導入を行わない理由</li> <li>・今後、民間委託を進める事務事業</li> <li>・施設運営に必要な職員数及び積算根拠</li> <li>・事務事業の民間委託によるコスト削減額（人件費含む。）</li> <li>・事務事業の民間委託による問題点とその対策</li> </ul>
4	直営 (施設運営形態の現状保持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営形態を現状保持する理由</li> <li>・民間委託が可能な事務事業</li> <li>・上記のうち、既に委託した事務事業</li> <li>・サービス向上のための今後の取り組み</li> </ul>

(5) 指定管理者制度に関する手続き

施設の管理運営における1つの手法となる指定管理者制度の手続きについては、この基本的な考え方に基づき、別に「指定管理者制度の導入等に関する事務指針（改訂版）」において定めることとします。

2 公共施設の効率的な施設配置

(1) 合併に伴う施設配置の検討の必要性

平成22年3月の1市2村の合併による公共施設の増加に伴い、施設配置についての検証が必要となっています。市域の拡大に伴い、施設が効率的に配置されているかどうかを踏まえ、各施設の利用者数など利用状況を勘案し、その施設の必要性を判断する必要があります。

施設の必要性を判断することについては、市民サービスの極端な低下を招かないよう、必要に応じて代案などを設定しながら、市全域の広い視野で、効率的な配置を想定する必要があります。このため、中長期的な配置計画を策定し、性急に進めることなく、計画的に実施する必要があります。

(2) 施設配置計画の基本的な考え方

市全域の施設配置を検討していく上で、配置計画の策定が必要となります。この計画の考え方としては、統廃合を前提とすることなく、まず施設の運営の合理化を徹底した後、利用状況、ランニングコストなどを総合的に判断し、統合、廃止などを計画的に進めていくものとします。



# 事務事業判定票

(第2号様式)

(担当 課 班)

基 本 的 事 項	事務名				
	該当予算事業名				
	該当事務分掌名				
	施策の位置づけ		<input type="checkbox"/> 基本計画		
			<input type="checkbox"/> 実施計画		
			<input type="checkbox"/> その他の計画		
	事 業 内 容	対 象			
事務の概要					
事務の目標					

1	事業実施主体の妥当性	<input type="checkbox"/> ア 政策的・行政専門性	<input type="checkbox"/> イ 日常的・行政専門性
		<input type="checkbox"/> ウ 政策的・一般専門性	<input type="checkbox"/> エ 日常的・一般専門性
2	行政関与の妥当性	<input type="checkbox"/> A 公益性・必需性が高い	<input type="checkbox"/> B 私益性・必需性が高い
		<input type="checkbox"/> C 公益性・選択性が高い	<input type="checkbox"/> D 私益性・選択性が高い
3 (上記1及び2による判断)		<input type="checkbox"/> 市が実施すべきもの	
		<input type="checkbox"/> 委託、民営化を推進すべきもの	
		<input type="checkbox"/> 委託、民営化すべきもの	
※4 点検結果 (委託、民営化について検討した結果。実施済含む。)		<input type="checkbox"/> 1 業務の民営化が可能(一部実施を含む。)	
		<input type="checkbox"/> 2 民営化は不可だが業務の委託が可能(一部実施を含む。)	
		<input type="checkbox"/> 3 全て市直営 (理由)	

# 施設調書

(第3号様式)

(担当 課 )

基本的事項	施設名 (複合館の名称)						
	開設年月日		所在地				
	条例等		条例名				
			設置目的				
	実施事務事業 の内容及び目的						
	施設規模		延べ床面積		建築面積		
			敷地面積		借地	有 ( m <sup>2</sup> ) ・ 無	
			構造		階数		
	人員 配置	職制					
		職員数		正職員	任期付職員	非常勤職員	状 況
余剰・適当・不足							
余剰又は不足の場合、その対応策							
運営経費		人件費	事業費	指定管理料	光熱水費等	その他経費	
管理運営形態		直営・指定管理者 ( 導入年度 年・名称 )					

利用 状 況	利用者数 (人) (過去3年間)	年度	年度	年度	合計
	減免利用者数 (人)				
	使用料収入 (円)				

検 討 結 果	指針中の「Ⅲ公共施設の効率的な運営及び施設配置」を参照し、検討した結果、施設の管理運営方針	1 民営化が可能
	上記の検討結果における併記事項 (指針24頁参照)	2 指定管理者制度の導入が可能 3 事務事業の一部民間委託が可能 4 直営 5 施設の統廃合 (廃止含む) が可能